

「貸付条件の変更等申込みに対する対応の基本方針」

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、貸付条件の変更等にできる限り応じ、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るために理事会において決議した事項

- ・ 本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定しました。(平成 22 年 1 月 22 日)
- ・ 金融円滑化管理主管部署を業務部とし、金融円滑化管理責任者を業務部長としました。

(2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・ 「取引先の経営改善計画に関する取扱要領」を制定し、お客様の経営相談、経営改善に資することとしています。
- ・ 全営業店の融資窓口を本基本方針に基づく相談窓口としています。

(3) お客様の事業価値を見極める能力を向上させるための研修

- ・ 男子職員に対し「企業ランクアップ講座」「目利き力強化講座」の研修会を実施しています。
- ・ 貸付の条件変更等を積極的に取り組むため、営業店長に対し「中小企業金融円滑化法」「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」について説明会を開催し、地域金融の円滑化に全力で取り組むこととしています。

(4) その他

平成 21 年 11 月 30 日に発出の「中小企業金融円滑化法案への対応について」により説明会を行い条件変更等への対処の徹底を指示しました。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じた時は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認照会を行うなど、緊密な連携を図りながら、地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

石動信用金庫 業務部 電話番号 0766-67-1022(直通)

以上